

芦屋市条例第40号

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立芦屋病院使用料及び手数料条例（昭和27年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
区分	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者	区分	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
病室使用 加算額（1 日につき）	特別室A・特 別室B	(略)	(略)	(略)	(略)
個室A	<u>13,000円</u>	<u>15,000円</u>	個室A	<u>10,000円</u>	<u>12,000円</u>
分娩介助 料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
個室Bのスマートテレビ及び冷 蔵庫一式	1日につき <u>1,500円</u>		個室Bのテレビ	1日につき <u>1,000円</u>	

改正後		改正前	
個室Bのインターネット回線	(略)	個室Bのインターネット回線	(略)
インターネット回線（特別室A、 特別室B、個室A及び個室Bを除 く。）	(略)	インターネット回線（特別室A、 特別室B、個室A及び個室Bを除 く。）	(略)
個室Bの冷蔵庫	1日につき200円		

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。